

くらしのフレッシュ便

相談ファイル

～親がマルチ商法にのめり込み～

《相談内容》

遠くに住む母が健康食品やミネラルウォーターを販売するマルチ商法に夢中になっている。止めさせたいが聞く耳を持たない。どうやら商品を購入するために借金をしているようだ。

《アドバイス》 「マルチ商法」は正式には「連鎖販売取引」と言い、商品やサービスを購入して販売組織に入会した人が、次々に友人や知人を勧誘し、会員を増やしながら商品などを販売するシステムです。

入会時に商品購入などの金銭負担が伴うことと、加入者を増やすことでマージンなどの収入があることが特徴です。

勧誘されるのは、契約に不慣れな人が多く、若年者や主婦、高齢者など年齢層も幅広くなっています。

マルチ商法では、特異な成功例を挙げて、誰でも簡単に高収入が得られるかのように勧誘されますが、儲かるのは組織のトップのごく一部に過ぎません。大多数は思うように勧誘できず、多額の借金を抱えてしまうこともあります。

また、家族や友人を頼って勧誘することが多いため人間関係を壊してしまうことになりかねません。

嘘をついたり脅したりして無理な販売をすると、勧誘した人が加害者として刑事罰の対象になります。

相談者にはマルチ商法のこうした問題点を説明し、根気よく説得するよう助言しました。



マルチ商法のクーリング・オフ期間は契約書面を受け取った日または再販売のために購入した商品を最初に受けた日のいずれか遅い日から数えて20日以内です。

この期間を過ぎても中途解約(退会)はできます。加入後、1年を経過していなければ、一定の条件で返品も可能です。

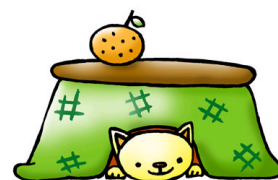
(引渡しを受けてから 90 日未満の商品で未使用あるいは転売していない場合。支払済なら商品価格の 90%相当は返金されます。)

生活情報ファイル

～冬の省エネ術～

原油価格が高くなり、灯油などの暖房費や電気代がかさみます。

そこで、出費の節約や CO2 の削減となり環境にも良い「省エネ術」を行ってみたいかがでしようか。



- 1 暖房の温度は20度を目安に調節**
窓のカーテンを厚手にし外気の侵入を防ぐ
エアコンやファンヒーターのフィルターをこまめに掃除
- 2 電気カーペットの温度調節**
熱を逃がさないようカーペットの下に断熱マットを敷き、温度を低めに設定
- 3 冷蔵庫の中の整理**
室温が低いときには「中」に設定
すぐに使用しない食品を詰めすぎず、冷気効率を落とさない
- 4 お風呂は可能な限り、間をおかずに入浴**
- 5 温水洗浄便座を使用しないときはフタ など**

このほかにも、使用していない電気はこまめに消す、自動車のアイドリングストップを行うなど、すぐにでもできる節約術はたくさんあります。

くらしのまめちしき

～＜備忘録＞ クーリング・オフ～

一旦成立した契約は、自分の都合だけで解除することはできませんが、訪問販売などの特定の取引の場合、消費者に一定期間頭を冷やして考える時間を与え、期間内であれば、理由を問わず申込みの撤回や契約の解除を認めるのがクーリング・オフ制度です。



「特定商取引に関する法律」によりクーリング・オフ制度が定められた取引

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での指定商品・権利・役務の取引※ (ただし催眠商法・キャッチセールス・アポイントメントセールスは店舗契約でも可)	8日間
電話勧誘販売	業者からの電話による指定商品・権利・役務の取引	8日間
特定継続的役務提供	エステティックサロン・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービス(店舗契約含む)	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	すべての商品・権利・役務(店舗契約含む)	20日間
業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法)	すべての商品・権利・役務(店舗契約含む)	20日間

(※現在(H19.7.15), 指定商品は58, 指定権利は3, 指定役務(サービス)は21あります。

詳細: URL: <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/www/contents/1174293102487/files/ichiran-2.pdf>

上の表のほかに、他の法律によりクーリングオフが認められているものがあります。

「指定商品」はこれまで、悪質商法が発生する度に順次追加されてきましたが、「いたちごっこ」を断ち切るため、これを廃止対象を拡大する方向で見直しが進められています。)

＜日数の数え方＞

契約書面を受け取った日を「1日目」として数えます。

契約書面に不備がある場合や業者がウソを言ったり消費者を恐れさせるなど、クーリングオフ妨害した場合、正式な書面が交わされるまで期間は延長されます。

＜クーリング・オフの効果＞

期間内に書面を発送すれば効果が発生。相手に届いていなくても有効。

商品代金は返金されます(商品の返品が条件)。商品の引き取りも業者負担。

工事などで原状が変わった場合でも業者負担で工事前に戻すことができます。

業者は、クーリング・オフによる違約金や損害賠償を請求できません。

＜クーリング・オフの方法＞

書面で行ってください。具体的には内容証明郵便やハガキです。

ハガキの場合は配達記録や簡易書留で送り両面をコピーしてください。(普通郵便は×)

「言った言わない」のトラブルを避け、クーリング・オフを行ったという証拠を残すためです。

☆注意 化粧品や健康食品など、法律で指定された消耗品を使用した場合などはクーリング・オフが適用されません。

発行元: 広島県生活センター (県民生活部総務管理局消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 TEL 082-513-2731

●●市(町)消費生活センター(受信先でご自由に変えていただいて構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として刊行していますが、印刷(A4判)しても使用できます。